

国立波方海上技術短期大学校 食堂 命名権者募集要項

令和8年9月11日

独立行政法人海技教育機構（以下「本機構」という。）では、本機構の船員教育及び航海訓練環境の向上を図るため、本機構が所有する国立波方海上技術短期大学校食堂（以下「施設」という。）の命名権者を以下のとおり募集します。

1 募集の概要

施設の名称に企業名等を冠した愛称を付し、施設の愛称として使用します。教職員・学生及び地域住民に親しまれ、かつ施設の設置目的にふさわしい愛称としてください。

（1）対象施設

・独立行政法人海技教育機構 国立波方海上技術短期大学校 食堂

①所在地 愛媛県今治市波方町波方甲1634番地1

②延床面積 199㎡

③竣工年月 昭和48年9月

④使用用途 学生の食事の場

（2）命名権料 目安額 年額 100万円（税抜）

目安額は本機構としての希望額であり、これを下回る応募も可能です。

ただし応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

（3）愛称使用期間

原則3年以上とし、別途協議する。

ただし、パンフレット、ホームページ、学生生活案内等の各種広報物・印刷物については、愛称使用開始期間が到来していない場合であっても、愛称を使用することがあります。

（4）応募資格

命名権者となることを希望する法人と法人以外の団体、若しくは法人等により構成された団体又は個人を対象とします。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

②行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

③社会問題を起こしているもの

④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

⑤貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの

⑥賭け事に係る業種に属する事業を行うもの

⑦政治団体

⑧宗教団体

⑨会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの

⑩国税、地方税等を滞納しているもの

⑪その他命名権者として、適当でないと認められるもの

(5) 命名権者の特典等

命名権者には、次の各号に掲げる特典があります。（詳細な内容については、本機構と事前協議することが必要です。） また、特典の権利については、第三者への譲渡や転貸等はできません。

①施設に愛称サインを設置することができます。

②本機構は、ホームページ等を通じて、愛称の普及と定着に努力します。

③命名権者自身も命名権者であることをPRすることができます。

④命名権料の対価として、命名権の他に便宜を供与することはできません。

(6) 愛称の表示、使用等に伴う費用負担等

施設の愛称サイン及び案内看板等の設置、維持、変更、契約期間満了又は契約の解除その他理由の如何を問わず契約終了に伴う原状回復に係る費用は命名権者の負担とします。なお、施設の愛称サインや案内看板などの内容や設置場所については、本機構と協議して決定するものとします。また、愛称の使用開始日において、表示の変更が完了していない場合においても、使用期間及び命名権料に変更はありません。

(7) 愛称の付与

①命名する愛称は、本機構の施設にふさわしいものとし、施設の運営に支障を及ぼさないものとしします。

②愛称は独立行政法人海技教育機構ネーミングライツ審査委員会で審議の上、最終決定します。

③本機構の正式名称は変更せず愛称を命名することとし、利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。なお、必要に応じて正式名称を使用させていただくことがあります。また、愛称であることを踏まえ、本機構規則等においては、対象施設等の愛称について規定しません。

④その他、次に掲げるものは認められません。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの

エ 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの

オ 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの

カ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

キ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの

ク 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に関するもの

ケ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

コ たばこの広告や喫煙を促すもの

サ 社会問題の主義及び主張に関するもの

シ 個人の名刺広告に関するもの

ス その他表記する愛称として適当でないと認められるもの

2 応募の方法

(1) 提出書類

①ネーミングライツ事業実施申込書(別紙様式第1号)

②会社の概要又は会社案内パンフレット等

③会社の定款

- ④登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（発行３ヵ月以内）
- ⑤申込の日の属する事業年度の前３事業年度における決算報告書（貸借対照表、損益計算書）及び事業報告書
- ⑥国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

（２）提出部数

正本１部をご提出ください。なお、電子データにて作成している場合は、併せてご提出ください。

（３）申込受付期間

令和８年９月１１日～令和８年１１月１３日

郵送での受付は締切当日消印まで有効とします。また、Ｅメールでの受付は締切当日の午後５時までとします。なお、持参の受付時間は土、日・祝日及び本機構が定める休日を除く、午前９時から午後５時までとします。

（４）質問の受付

募集要項の内容等に関する質問がある場合、文書のほか電子メール等により「８ 申込書等の提出先・問合せ先」まで提出してください。回答は電子メール等で行います。必要に応じて、法人名等を除き、質問の概要をホームページにおいて公表する場合があります。

（５）現場確認

現場確認を希望する場合は、「８ 申込書等の提出先・問合せ先」までご連絡ください。

（６）その他

- ①申込に要する経費等はすべて応募者の負担とします。
- ②提出された書類は、返却いたしません。
- ③提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

３ 選考方法

次の選定項目、評価基準をもとに評価を行い、総合的に判断します。複数件応募があり、総合判断の結果同位順位である場合には、応募者が確認できる状況の下、くじにより命名権者を決定いたします。なお、選定結果はすべての応募者に通知します。

また、応募の内容によっては、不適当とする場合もあります。

番号	選定項目	評価基準	判断等
１	応募資格	応募資格を満たしているか	適・否
２	命名権料	財政的な観点から高いほど高得点とする	総 額
３	愛称（案）	本機構施設の愛称として適切かどうか	適・否
４	本機構への波及効果	施設等の魅力向上が期待できるなど、本機構への波及効果	有・無
判定	評価基準により評価を行い、総合的に判定する。		順 位

ネーミングライツ事業実施申込書の「愛称（案）」は、参考とさせていただき、愛称は契約時に別途協議して決定します。

４ 契約の締結

候補者を選定後、順次第１位となった候補者から実施内容、愛称名及び契約内容等について協議を行います（協議の結果、愛称案が変更される場合もあります）。協議内容について合意に至った場合、当該候補者と契約を締結します。

ただし、協議において合意の可能性がないものと本機構が判断した場合は、協議を打ち切り、次点の候補者と協議を行います。上位候補者との合意が成立した場合は、下位候補者との協議は行いません。

5 命名権料の納入

命名権料を指定された期日までに本機構が指定した預金口座へ年度ごとに一括で納入することとします。

6 リスクの分散

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や施設に付けた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、命名権者の負担とします。

7 契約の解除

本機構は以下に該当するとき、命名権の付与を取り消し、契約を解除できるとします。

この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とし、既納の命名権料は返還しません（ただし、⑨に基づく契約解除の場合、命名権料の返還については本機構と命名権者と協議のうえ決定します）。

- ① 命名権者が、契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- ② 命名権者が、正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- ③ 命名権者が、契約に定める条項に違反したとき。
- ④ 命名権者が、法令、本機構の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- ⑤ 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ⑥ 命名権者の都合等により、契約に定める義務の履行が困難となったとき。
- ⑦ 命名権者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に当該契約債権を譲渡したとき。
- ⑧ 命名権者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（命名権者が個人である場合にはその者を、命名権者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時当該契約の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 命名権者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、本機構が命名権者に対して当該契約の解除を求め、命名権者がこれに従わなかったとき。
- ⑨ その他本機構が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

8 申込書等の提出先・問合せ先

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通 5 - 5 7

独立行政法人海技教育機構 企画調整部 企画課

電話 045-211-7316

E-mail kikaku-honbu@jmets.ac.jp